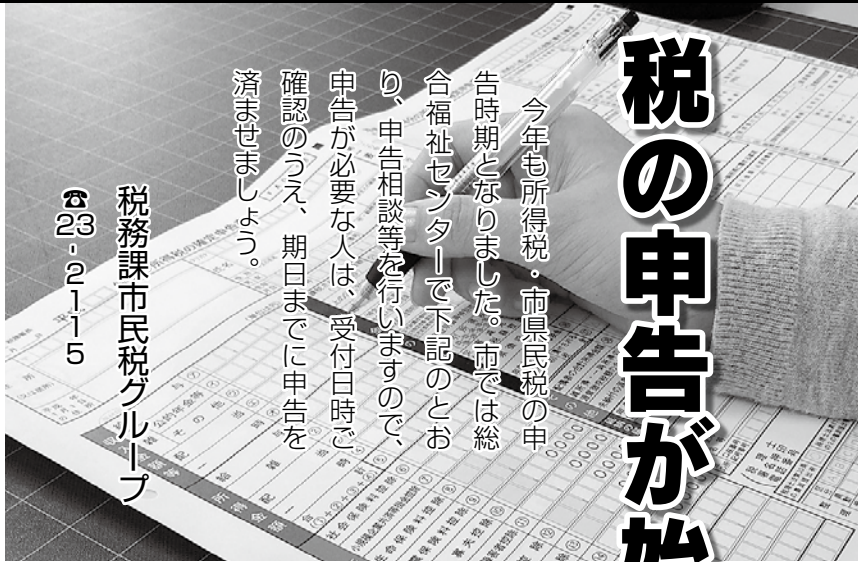


# 税の申告が始まります

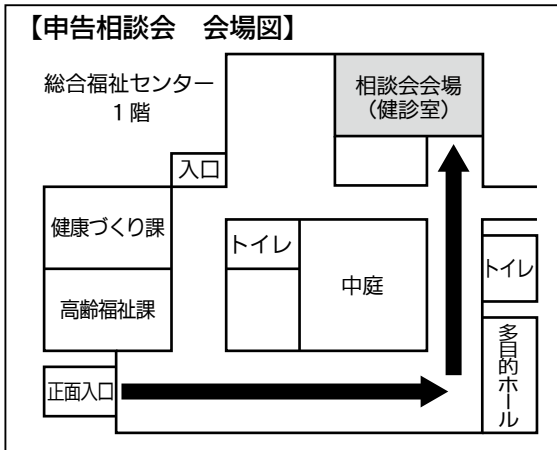


今年も所得税・市県民税の申告時期となりました。市では総合福祉センターで下記のとおり、申告相談等を行いますので、申告が必要な人は、受付日時ご確認のうえ、期日までに申告を済ませましょう。

税務課市民税グループ  
☎23・2115

所得税の確定申告は日立税務署で受け付けていますが、2月13日(木)から3月17日(月)に限り市役所でも受け付けています(青色申告者を除く)。

今年は、昨年に引き続き東日本大震災で住宅や家財に被害を受けたことにより「雑損控除」を適用する人または昨年の申告で「雑損控除」の適用を受け、今年の申告でも該当になる人で申告者の増加による混雑が予想されます。申告相談には長時間要するため、昨年と同様に出張申告を中止し、申告相談会の実施期間を延長する方法で対応させていただきます。



▼所得税及び市・県民税申告相談会は次の日程で行います。

雑損控除申告、所得税及び市・県民税申告相談会
2月13日(木)～3月17日(月) 土・日・祝日は除きます。 ただし、2月23日及び3月2日の日曜日に限り申告相談の受付を行います。
申告相談時間：8：30～16：00 会場：総合福祉センター1階健診室フロア ※左図参照
※開場時間は午前8時とさせていただきます。開場時間前にお越しいただいても外でお待ちいただくこととなりますのでご注意ください。

## ●市・県民税の申告

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

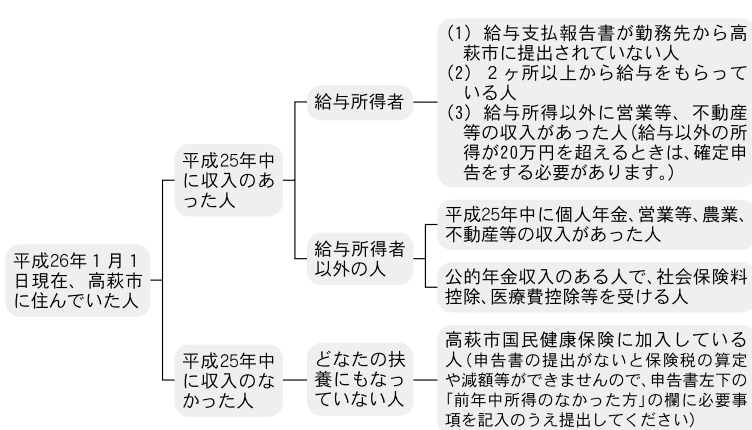
- 所得税の確定申告書を提出した人、または提出予定の人
- 1ヶ所からの給与と所得のみで給与支払報告書の提出がある人
- 公的年金(国民年金、厚生年金など)のみの人で所得税がかからない人

※(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

### ◆申告するときに必要なもの

- 1) 印鑑(スタンプ型以外のもの)
- 2) 本人名義の預金口座【確定申告者】(銀行・支店名・口座番号)の分かるもの
- 3) 申告書【送付された人】(前年の控えがあれば持参してください)
- 4) 社会保険料の支払い金額がわかる領収書など(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)
- 5) 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書
- 6) 医療費控除を申告する人は医療費の領収書(内訳・合計金額をあらかじめまとめてください)
- 7) 源泉徴収票【給与・年金収入がある人】
- 8) 「収入内訳書」または「農業所得のお

### ◇市・県民税の申告が必要な人



(9) 住宅ローン控除を申請する人は①登記事項証明書②住民票の写し③売買契約書または請負契約書などの写し④住宅取得資金にかかる借入金(年末残高)等証明書⑤源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)⑥長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し⑦住宅用家屋証明書の写し(⑥と⑦については、認定長期優良住宅の住宅ローン控除を申告する人のみ)※その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

## ● 所得税の確定申告 日立税務署

☎0294-21-6346 (自動音声案内)

### ◇ 確定申告が必要な人

販売業・製造業・農業・漁業・サービ  
ス業等を営んでいる人や、地代・家賃・  
不動産売却等の所得がある人で、平成25  
年中の各所得金額の合計が、社会保険料  
控除や扶養控除等の所得控除合計額を超  
える人です。ただし、平成25年分の公的  
年金等の収入金額の合計金額が400万  
円以下であり、かつ、公的年金等に係る  
雑所得以外の所得金額が20万円以下であ  
る場合を除きます。

給与所得者、いわゆる会社員の人で、  
年末調整で所得税の精算が終わっている  
人は申告の必要はありませんが、次の(1)  
～(3)のいずれかに該当する人は、確定申  
告が必要です。

- (1) 年収が2千万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給  
与所得以外の所得が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受け取っている  
人で、年末調整をされなかった給与収  
入と給与以外の所得の合計額が20万円  
を超える人

※確定申告が必要でない人でも、次のよ  
うな場合に申告すると、源泉徴収され

た所得税が還付されることがあります。  
。住宅をローンで取得した場合

。年の中で退職し、その後再就職して  
いない場合

。災害や盗難にあった場合

。年末調整後に出産などにより扶養親族  
に異動があったとき

。多額の医療費を支払ったとき など

### ◇ 市・県民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受け、所得  
税において控除しきれない額がある人  
は、年末調整や所得税の確定申告をする  
ことにより、次の《対象者》要件に該当  
すれば、控除しきれない額が翌年度の市・  
県民税から控除されます。年末調整や所  
得税の確定申告により市・県民税の住宅  
ローン控除の申告をした人は、「市・県  
民税住宅借入金等特別税額控除申告書」  
の提出は不要です。

《対象者》 平成11年から18年まで、また  
は平成21年から25年までに入居した人。

なお、平成19年または20年に入居され  
た人は、市・県民税の住宅ローン控除の  
適用は受けられません。

## 確定申告会場は、勤労福祉会館4階です。

### ▼ 開設期間

2月12日(水)～3月17日(月)  
(土・日・祝日は除きます)

- ※ 2月23日及び3月2日の日曜日に限り、勤労福祉会館4階において確定申告用紙の配付、申告相談及び確定申告書の受け付けを行います。
- ※ 確定申告会場は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。
- ※ 勤労福祉会館に確定申告会場を設置期間中は、税務署庁舎では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

### ▼ 受付時間 午前9時～午後4時

- ※ 勤労福祉会館4階の確定申告会場では、電話によるお問い合わせは受け付けておりません。電話によるお問い合わせは、日立税務署にお願いします。

### ▼ 対象者

所得税及び復興特別所得税の確定申告、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告及び贈与税の申告をされる人

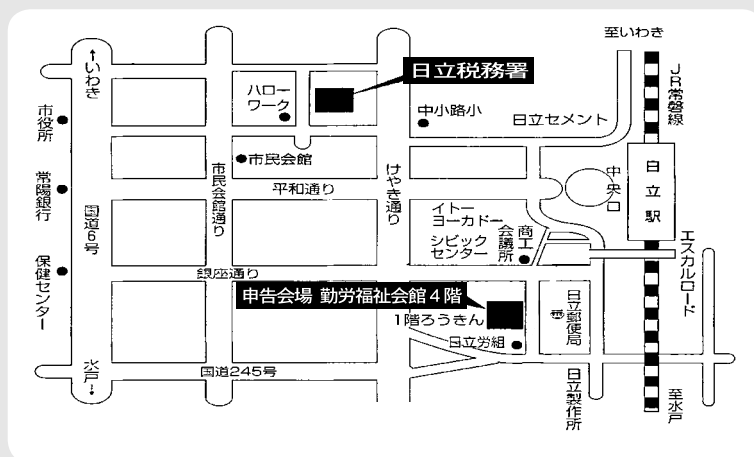
### ▼ 場所

- 勤労福祉会館4階 日立幸町2-3-10
- ※ 会場施設には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

### ▼ 問合せ 日立税務署 (自動音声案内)

☎0294-21-6346

- ※ 申告会場(勤労福祉会館4階)ではパソコンによる確定申告書の作成指導を行っています。



# 東日本大震災により住宅や家財に被害を受けた方へ

## 所得税及び市・県民税の軽減制度について

東日本大震災により生活に必要な資産(住宅、家財、自動車、墓石など)に被害を受けた人は、「雑損控除」の適用により、所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。

① 雑損控除の適用を受けた人で、所得金額から控除しきれなかった雑損控除の額が多く所得金額から差し引くことにより、所得税や市・県民税の軽減が受けられます。

② また、昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けた人または受けていない人でも、平成25年以降に取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人は所得税や市・県民税の軽減が受けられる場合があります。

### ▼手続きの方法

「雑損控除」の適用を受けるためには、平成25年分の所得税及び市・県民税の申告が必要です。(ただし、所得税の確定申告した場合は市・県民税の申告は不要です) また、平成24年以前の「所得税の更正の請求書」を提出していただく場合もあります。

### ▼手続きに必要な書類

【昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けた人で、所得金額から控除しきれなかった人。また、平成25年以降に追加の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人】

① 昨年の申告の際に作成した「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」及び「雑損控除額の計算書」

- ② 平成24年分の所得税の確定申告書の控え
- ③ 追加工事分の取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(領収書など)
- ④ 申告をするときに必要なもの
- 【昨年の所得税の確定申告で「雑損控除」の適用を受けていない人で、平成25年以降に取り壊し費用、除去費用、修繕費用などを支出した人】
- ① 被害を受けた資産、取得価格、取得時期の分かるもの(売買契約書など)
- ② 被害を受けた家屋の面積の分かるもの(①が用意できない場合)
- ③ 取り壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(領収書など)
- ④ 被害を受けたことにより受け取った保険金、修繕工事費助成金などの金額の分かるもの
- ⑤ ④の証明書(交付を受けている場合)
- ⑥ 申告をするときに必要なもの

### ▼雑損控除額の計算

雑損控除額は次のAとBで計算した金額のうち、いずれか多い方です。

- A (本体損失額\*1 + 災害関連支出額 - 保険金などで補てんされる金額) - 所得金額の10%
- B 災害関連支出額 (原状回復費用\*2 - 本体損失額 + 取壊し・除去費用) - 5万円

- ※1 『本体損失額』とは 資産を取得した時の価格から、損害を受ける直前の資産の時価を差し引き、被害割合を乗じた金額。例えば、築10年の建物は、取得価格から10年分の消耗、老朽化した分の金額を差し引き、半壊であればその金額の50%が本体損失額になります。
- ※2 『原状回復費用』とは 修繕費用から被災直前より資産の価値を高め、耐久性を増すための支出を差し引いた金額となります。分けることが困難な場合は、修繕費の30%が原状回復費用となります。

## e-Tax ネットでどこでも申告・納税

### ●自宅のパソコンで確定申告書が作成できます

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税及び復興特別所得税等の確定申告書などが作成できます。

作成した確定申告書等は税務署や市役所に行かなくても、e-Taxで送信したり、印刷して郵送等により提出することもできます。

※平成25年分の確定申告書の添付書類は、「添付書類台紙」をご利用ください。確定申告書の裏面などに添付書類を貼らないでください。

なお、添付書類台紙は、確定申告書とともに用意してありますが、国税庁ホームページにも様式を掲載していますのでご利用ください。

ご利用にあたっては国税庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp> (国税庁e-Tax関連ホームページ)

